

2026年6月16日

株主各位



H.U.グループホールディングス株式会社

取締役代表執行役社長 石川 剛生

第76回 定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第76回定時株主総会において、下記のとおり報告および決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第76期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記事業報告、連結計算書類の内容ならびに連結計算書類監査結果を報告いたしました。
 2. 第76期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

- 決議事項**
- 第1号議案 定款一部変更の件
本件は、原案どおり、承認可決されました。変更内容は後記のとおりであります。
- 第2号議案 取締役10名選任の件
本件は、原案どおり、取締役に石川剛生、粟井佐知子、稲垣浩二、太田威彦、白川もえぎ、新宅祐太郎、橋本勝則、松井毅、宮川圭治、吉田仁の10氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

以 上

定款一部変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議にもとづき取締役代表執行役社長が招集し議長となる。取締役代表執行役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第15条～第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役代表執行役社長が招集し、議長となる。取締役代表執行役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>2 前項の招集は、各取締役に對し、会日の3日前までにその通知を發する。ただし緊急に必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集する。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>2 <u>株主総会においては、あらかじめ取締役会において定めた取締役または執行役が議長となる。当該取締役または執行役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役または執行役がこれにあたる。</u></p> <p>第15条～第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>2 前項の招集は、各取締役に對し、会日の3日前までにその通知を發する。ただし緊急に必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p>

以上